

国際日本文化研究センター研究教育職員について

(平成19年2月28日決定)

平成18年12月13日付け機構長通知の、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う研究教育職員組織の整備に関する基本方針に基づき、平成19年4月1日から国際日本文化研究センターの研究教育職員として准教授及び助教については次のとおりとする。

- (1) 助教授は「准教授」とする。ただし、平成19年4月1日前に任期の付されている者は、当該任期の残任期間とする。
- (2) 助手は「助教」とする。
- (3) 平成19年4月1日から採用する研究教育職員の任期については、国際日本文化研究センター研究教育職員の任期に関する規則(平成19年2月8日制定)に基づく。

平成19年3月31日まで

職名	所属	氏名	任期
助教授	研究部	松田 利彦	/
		光田 和伸	
		山田 奨治	
		劉 建輝	
		RUETTERMANN MARKUS	
		池内 恵	
		牛村 圭	
		FREDERIK CRYNS	
	海外研究 交流室	FISTER PATRICIA	
KERN TIMOTHY		H19.12.31	
渡邊 雅子		H19.9.30	
文化資料研 究企画室	新井 菜穂子	H21.3.31	
助手	研究部		

平成19年4月1日から

職名	所属	氏名	任期
准教授	研究部	松田 利彦	/
		光田 和伸	
		山田 奨治	
		劉 建輝	
		RUETTERMANN MARKUS	
		池内 恵	
		牛村 圭	
		FREDERIK CRYNS	
		磯前 順一	
	海外研究交 流室		
KERN TIMOTHY		H19.12.31	
渡邊 雅子		H19.9.30	
文化資料研 究企画室	新井 菜穂子	H21.3.31	
助教	研究部		